

NEWS RELEASE



ANGTYOGSA020-04
2020/02/04

重要

ソロモン諸島コロナウイルス感染防止対策最新情報

ソロモン政府は、新型コロナウイルス感染、拡散防止の水際対策として、1月28日より下記が施行され、中国関連情報が改訂、新対策が追加等され、2月3日付けで施行になりましたのでご案内申し上げます。

■ 2月3日付

1. コロナウイルス感染国又は地域（日本含む下記）からフィジー、キリバス、ナウル、パプアニューギニアを経由しての入国ができなくなりました。唯一の入国が認められる路線はプリズベン発ホニアラ行きのご利用になります。

従いまして、**成田ーポートモレスビーープリズベンーホニアラ**というルートでの入国は認められております。

（中国、豪州、カンボジア、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、マレーシア、ネパール、フィリピン、ロシア、スリランカ、シンガポール、スウェーデン、タイ、韓国、エミレーツ、英国、米国、ベトナム、台湾）

尚、日本へのご帰国（ソロモン諸島からの出国）に関しましては制限ございません。

2. 中国から又は中国を経由して14日以内の入国は認められません。

■ 1月28日付

1. ソロモン諸島に入国される全ての旅行者は、「旅行者公衆衛生宣言書」提出が必要です。到着までにご記入ご用意下さい。
2. 全ての旅行者は入国時の体温により、入国をお断りする場合がございます。

~~3. 入国する15日以内に中国を旅行された旅行者で、急性呼吸器感染症を発症し、発熱、咳、呼吸困難などの症状がある場合は、下記に報告しなければなりません。~~

~~4. 入国する15日以内に中国を旅行し、発熱や咳などの症状を有する旅行者は到着時に隔離され、コロナウイルス感染検査を受けていただきます~~

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ニューギニア航空
予約発券課

